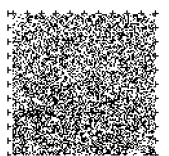


1 2 その他、日常生活のサービスなど

1 2 - 1 障がい者（児）一時介護料助成



内 容	障がい者が一時的に有料で介護を受けた場合、その費用の全部または一部を助成します。								
対 象 者	① 身体障害者手帳（１～３級）をお持ちの方 ② 療育手帳をお持ちの方 ③ 医師により精神障がい者であると診断された方 ④ 難病患者と認定された方 ※ 以下の方の介護を受けた場合は、助成できません。 ・ 配偶者及び３親等以内の血族及び姻族、又は住居、生計が同じ方 ・ 地方公共団体が補助金等を支出している民間レスパイト事業者 ※ 介護保険法その他の法令に基づく給付を受けられるサービスは対象外です。								
助 成 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯</th><th>助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td><td>介護料の全額（年間 ６万円限度）</td></tr> <tr> <td>市民税非課税</td><td>介護料の８割（年間 ６万円限度）</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>介護料の８割（年間 ３万円限度）</td></tr> </tbody> </table> ※ 介護料の上限額は１時間当たり1,500円です。	世帯	助成額	生活保護	介護料の全額（年間 ６万円限度）	市民税非課税	介護料の８割（年間 ６万円限度）	その他	介護料の８割（年間 ３万円限度）
世帯	助成額								
生活保護	介護料の全額（年間 ６万円限度）								
市民税非課税	介護料の８割（年間 ６万円限度）								
その他	介護料の８割（年間 ３万円限度）								
必要なもの	・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳、又は精神障がい者であることがわかる、医師による診断書 ・ 千葉県特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 千葉県特定疾患医療受給者証 ・ 唇顎口蓋裂（20歳未満）であることがわかる医師による診断書 ・ 振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等） のいずれか								
窓 口	障がい者支援課（給付グループ）								



1 2 - 2 「食」の自立支援（配食サービス）

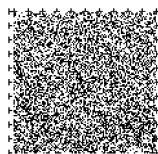


内 容	身体上や精神上的の障がいがあるために食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障がい者等に対して、訪問聞き取り調査を行い、必要に応じて配食サービスの提供をするとともに、安否確認を行い、万が一のときには緊急連絡先へ連絡します。 ※ 身体状況に応じて回数を決定します（夕食を週1回から3回） ※ 利用料 1食 400円
対 象 者	介護保険被保険者のうち、①～③の方のみで生活している食事の支度が困難で安否確認が必要な方 ①65歳以上の方 ②40歳以上65歳未満の方で、介護保険の要介護又は要支援認定を受けている方 ③障害者手帳をお持ちの方
窓 口	地域包括支援課・障がい者支援課・行徳支所介護福祉相談窓口

1 2 - 3 ライフサポートファイル



内 容	特別な支援や配慮を必要とするお子さんが、乳幼児期から成人期までのライフステージで、途切れることなく一貫した支援を受けられるように、成育歴や受けてきた支援内容などを記録し情報共有できるファイルです。
対 象 者	障害児通所受給者証、療育手帳、日中一時等の申請者、その他、特別な支援や配慮を必要とする方等
受取方法	- 窓口での配布 発達支援課・こども家庭センター・こども家庭相談課母子保健グループ 南行徳こども家庭センターグループ・基幹相談支援センターえくる - 市公式Webサイト（発達支援課）よりダウンロード URL http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi05/1111000047.html
問合せ	発達支援課（こども発達センター） TEL 047-370-3577

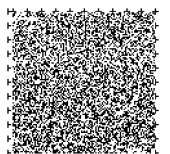


12-4 高齢者見守り支援事業

内 容	ひとり暮らし等の高齢者の方が、病気・ケガをした場合のいざという時に、非常ボタンを押すだけでガードセンターへ通報され、ガードマンがご自宅に駆け付けるものです。相談ボタンを押すと、健康相談ダイヤルへつながり、日常的に健康相談が受けられます。「コントローラー本体」と「ペンダント型送信機」、24時間動きを感知する「安否確認センサー」、外出・帰宅等の通知をご家族にお知らせする「みまもりタグ」のセットで利用できます。 ※固定電話回線がない方は、追加料金のお支払いでサービスを利用することができます。
対 象 者	65歳以上及び身体障がい者（1級、2級）の方のみで構成される世帯の方
手 続 き	指定の申請書があります。窓口でお申込みください。 見守り通報装置の設置は、後日受託事業者より取り付け工事日の連絡が入ります。
窓 口	地域包括支援課・行徳支所介護福祉相談窓口

12-5 緊急通報システムNET119

内 容	1. 「緊急通報システムNET119」は、携帯電話（スマートフォンを含む）のNET（インターネット）機能を利用して、携帯電話の画面から119番通報ができるサービスです。 2. サービス対象エリアは、千葉北西部消防指令センターの管轄する地域（市川市・松戸市・野田市・流山市・鎌ヶ谷市・浦安市）です。それ以外の地域からの通報には対応できません。
対 象 者	市川市に在住、在勤、在学する聴覚障がい者及び音声による通報が困難な方
手 続 き	当サービスは登録制のサービスです。利用を希望される場合は、ご自身の携帯電話をお持ち頂き、窓口で指定の申請書をご提出ください。
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）

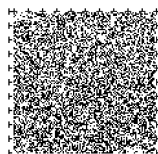


12-6 はり・きゅう・マッサージ施術費助成券

内 容	はり・きゅう・マッサージを利用する高齢者や障がい者の方に助成券を交付します。助成券は市に登録された施術所にて使用できます。 ※医療保険適用の施術を受ける場合（生活保護受給者は医療券）には併用不可
対 象 者	① 65歳以上もしくは②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で18歳以上の方（申請時に市民税個人非課税者の方）
助 成 額	800円（年間24枚限度、月2枚割合）
必要なもの	① 65歳以上の方は住所・氏名・生年月日が確認できるもの（マイナンバーカード・運転免許証等） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
窓 口	・地域包括支援課 ・市川駅行政サービスセンター ・行徳支所介護福祉相談窓口 ・大柏出張所 ・南行徳市民センター

12-7 障がい者入浴券（クリーンスパ市川も使用可）

内 容	障害者手帳をお持ちの方で、住居に入浴設備のない方に公衆浴場の入浴券を交付します。 ※クリーンスパ市川の温浴施設でも使用できますが、一部自己負担額が発生します。（大人料金の場合のみ。） ※以下の方は除きます。 ・市民税課税世帯に属する方 ・市川市高齢者に対する健康入浴券（65歳以上）を受けている方
枚 数	1ヶ月 6枚 年間 72枚 ※申請月によって年間支給枚数が異なります。
必要なもの	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
窓 口	障がい者支援課（給付グループ）

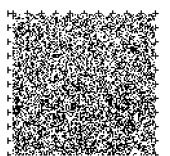


12-8 ボランティア派遣 ⑤ ⑥ ⑦

内 容 及び 対 象 者	福祉施設や障がい者・高齢者の自宅に同ボランティアの紹介をしています。 各窓口にお問合せください。必要に応じて訪問いたします。
窓 口	○地域福祉・ボランティアセンター（市川市社会福祉協議会内） TEL 047-320-4002 FAX 047-376-8555 相談日：月曜～金曜（土日祝祭日、年末年始を除く） 8時40分～17時40分
	○行徳ボランティアセンター（行徳支所内） TEL 047-356-0007（FAX兼用） 相談日：月曜～金曜（土日祝祭日、年末年始を除く） 9時～17時

12-9 高齢者等世帯ゴミ出し支援 ⑤ ⑥ ⑦

内 容	集積所までゴミを出すことが困難な一人暮らしなどの高齢の方や障がいをお持ちの方などのために、ゴミ出しの手伝い及びゴミが出ていなかった場合に声かけを行うことで、安否確認も行います。
必要なもの	①一人暮らしで次のア～エのいずれかに該当する方 ア 介護保険における要介護1～5の認定を受けている方 イ 身体障害者手帳2級以上（視覚及び肢体不自由は3級以上）の障がいのある方 ウ 療育手帳所持者の中で最重度、重度の方 エ 精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある方 ② ①のア～エのいずれかに該当する方でその同居者も全員①のア～エのいずれかに該当する方
手続き	申請書、同意書に必要事項を記入の上、清掃事業課、地域包括支援課、障がい者支援課のいずれかに提出 ※申請書及び同意書については市公式Webサイトからダウンロードできます。
窓口	清掃事業課 TEL 047-712-6301



12-10 福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート）



内 容 及 対 象 者	高齢者や障がい者の自立した地域生活を支援します。お金の管理や手続きが自分では不安な方や、ひとりでは難しい方でご本人が契約できる方が使えます。 （有料） （１）福祉サービス利用援助 情報の提供・利用手続きの援助・苦情解決の手続き援助 （２）財産管理サービス 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れ・払い戻し等 （３）財産保全サービス 通帳・保険証書・契約書等を貸し金庫に保管 （４）弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービス 専門的な援助、助言が必要な方や成年後見制度の利用を希望される方 ※(2)(3)(4)のみでは利用できず、(1)と併用でのサービスとなります。
窓 口	市川市社会福祉協議会 TEL 047-711-1421

12-11 成年後見制度

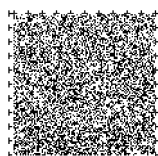


内 容	知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。後見人等は本人の代わりに財産の管理や介護・福祉サービスなどの契約を結びます。悪徳商法など不利益な契約を取り消す役割もあります。 市川市社会福祉協議会では、成年後見制度の相談や研修、普及啓発に関する事業及び、市民後見人の養成事業を行っています。 障がい者支援課・地域包括支援課では、第三者が選任された場合、一定の条件により後見人等に対する報酬の助成を行っています。												
窓 口	<table border="0"> <tr> <td>市川市社会福祉協議会</td><td>TEL 047-711-1437</td></tr> <tr> <td>障がい者支援課</td><td>TEL 047-712-8517</td></tr> <tr> <td>地域包括支援課（第一庁舎）</td><td>TEL 047-712-8545</td></tr> <tr> <td>地域包括支援課（行徳支所）</td><td>TEL 047-359-1274</td></tr> <tr> <td>千葉家庭裁判所市川出張所</td><td>TEL 047-336-3003</td></tr> <tr> <td>市川公証人合同役場（任意後見手続き）</td><td>TEL 047-321-0665</td></tr> </table>	市川市社会福祉協議会	TEL 047-711-1437	障がい者支援課	TEL 047-712-8517	地域包括支援課（第一庁舎）	TEL 047-712-8545	地域包括支援課（行徳支所）	TEL 047-359-1274	千葉家庭裁判所市川出張所	TEL 047-336-3003	市川公証人合同役場（任意後見手続き）	TEL 047-321-0665
市川市社会福祉協議会	TEL 047-711-1437												
障がい者支援課	TEL 047-712-8517												
地域包括支援課（第一庁舎）	TEL 047-712-8545												
地域包括支援課（行徳支所）	TEL 047-359-1274												
千葉家庭裁判所市川出張所	TEL 047-336-3003												
市川公証人合同役場（任意後見手続き）	TEL 047-321-0665												

12-12 ハガキの無料配布



内 容	年に1回、4～5月に、申し出によりハガキ20枚を無料配布します。 （青い鳥郵便ハガキ）
対 象 者	- 身体障害者手帳1、2級 - 療育手帳㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1、Aの2
窓 口	ご自宅の近くの郵便局にお問い合わせください。

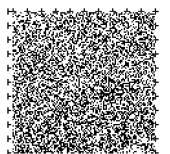


12-13 障がい者いこいの家 ⑤ 知 精

内 容	障がい者いこいの家は、障がい者団体によるサークル活動などや、障がい者の方々がレクリエーション活動を通じて、仲間づくりと健康づくりを図っていただくためにご利用いただける施設です。
対 象 者	市内に住所を有する障がい者の方
所 在 地	市川市北方2-29-19 北方第二公園内
利用時間	9時 ～ 17時
休 所 日	月曜日（祝日の場合は翌日も休みです） 祝日、年末年始（12月28日～1月4日）
申し込み	利用は、2週間前から申し込み受付できます。（利用料金は無料です。） ※ 初めて利用する場合は、利用者登録する必要がありますので、障がい者手帳等をお持ちください。
窓 口	障がい者支援課（管理グループ）

12-14 補助犬 ⑤

内 容	補助犬（介助犬・盲導犬・聴導犬）の訓練費用を給付します。 ※給付を受けるためには、申請後に千葉県の審査決定を経る必要があります。
対 象 者	○次の①、②両方の条件を満たす必要があります。 ① 年齢18歳以上の身体障害者手帳所持者（※）で、就労等社会活動への参加に効果があると認められる方 ② 上記の方で宿泊訓練を受け、補助犬の飼育ができ、本人又は世帯の前年分の所得税額が396万円以下で、市川市に1年以上居住している方 （※）身体障害者手帳の等級 ・ 介助犬：身体障害者手帳所持者（肢体不自由1、2級） ・ 盲導犬：身体障害者手帳所持者（視覚障がい1級） ・ 聴導犬：身体障害者手帳所持者（聴覚障がい2級）
必要なもの	・ 身体障害者手帳 ・ 申請書 ・ 調査書（生活状況等の聞き取りをいたします。） ・ 家主の同意書（借家・借間等に居住されている方のみ） ・ 印鑑（朱肉を使うもの）
そ の 他	○給付には条件があります。 ・ 借家、借間等に居住されている方は、家主又は管理者の承諾が得られること。その他、補助犬を適切に利用、飼育できること。 ○訓練費用は訓練終了後に給付いたします。
窓 口	障がい者支援課（福祉グループ）



12 その他、日常生活のサービスなど

12-15 車いすの貸出 (身) (知) (精)

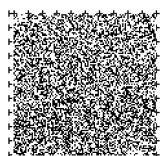
内 容	車いす（普通型）を必要な方に一時的に貸出ししています。 ただし、介護保険など公的サービスの利用を優先します。
窓 口	地域福祉・ボランティアセンター（市川市社会福祉協議会内） 行徳ボランティアセンター（行徳公民館内） その他（地域ケア15拠点）

12-16 ピアカウンセリング (身) (精)

内 容	障がいのある方の相談を同じ障がいのある仲間（ピアカウンセラー）が対等な立場で受け、相談者の主体性を尊重しながら、本来持っている力を引き出し、自己選択・自己決定ができるように支援します。
対 象 者	市内在住の肢体不自由・聴覚障がい・視覚障がい・精神障がいのある方 各障がいに応じたピアカウンセラーが活動しています。 ※内容・日程・予約等、詳細についてはお問合せください。
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）

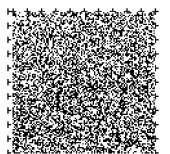
12-17 身体障がい者地域リハビリテーション体制整備事業 (身)

内 容	理学療法士及び作業療法士が、身体障がい者福祉センターでの来所・戸別訪問・通所施設への巡回にて、下記の内容のリハビリテーションに関する各種の相談、助言及び訓練を行います。 ・日常生活動作の維持を目的とした運動や動作方法の相談、訓練 ・補装具（装具や車いす等）の相談、助言 ・家屋改修の相談、助言
対 象 者	原則下記の1)～3)の条件を全て満たしている方が対象となります。 1) 市川市内在住の方 2) 18歳以上65歳未満の肢体不自由者の方 3) 医療保険、介護保険、障害福祉サービスでのリハビリテーションを受けていない方 ※ 来所、戸別訪問のご利用は嘱託医の受診にて判断させていただきます。 詳細についてはお問合せ下さい。
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）



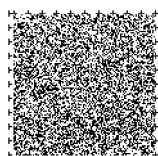
1 2 - 1 8 基幹相談支援センター事業 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

内 容	障がいがある方や、精神科に通院されている方、難病の方などの相談機関です。 生活の中での困りごとやご希望をお聞きし、解決にむけ一緒に考えていきます。 情報提供や助言、様々な支援制度や福祉サービスの利用に向けた“つなぎ”の支援を行います。 計画相談や障害児相談支援を利用されている方については、相談支援専門員との連携をしていきます。 ○障がい者相談支援事業 総合的な相談支援を行い、支援体制づくりや生活の土台づくりの為の支援を行います。 ○権利擁護事業 成年後見制度の利用など、権利擁護に関する支援を行います。 ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 引越しや一人暮らしをする際に必要な支援を行います。 ○地域の相談支援体制への支援等に関する業務 自立支援協議会や地域生活支援拠点と連携し、地域づくりを行います。
対 象 者	市川市に居住する、障がいのあるご本人・ご家族
窓 口	基幹相談支援センター大洲「えくる大洲ステーション」 TEL 047-702-5588 FAX 047-702-5800 基幹相談支援センター行徳「えくる行徳ステーション」 TEL 047-303-3074 FAX 047-303-3075 ※ 不在時は、電話が転送もしくは留守電になることがあります。



12-19 裁判員制度に係る障がい者等助成 身 知 精 難

内 容	障がい者の介護を行う親族等が、裁判員制度によって裁判員として出頭し、又は職務を行う場合に、障がい者が障害福祉サービス等の利用に要した費用について助成します。
対 象 者	本市に居住（住民登録されている方）し、次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・精神障がいを事由とする年金を受けている方 ・精神障がいを事由とする特別障害給付金を受けている方 ・自立支援医療受給者証をお持ちの方 ・精神障がいであることが確認できる、医師の診断書をお持ちの方 ・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、又は千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、千葉県特定疾患医療受給者証をお持ちの方
助 成 額	A 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、重度障害者等包括支援に限る）を利用した場合は、利用したときに要した利用料相当額。 B 児童福祉法に規定するサービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を利用した場合は、利用した時に要した利用料相当額。 C 障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業に限る）を利用した場合は、利用したときに要した利用料相当額。 D レスパイトサービス事業を利用した場合は、利用したときに要した利用料（飲食費除く）、登録料、年会費、保険料及び送迎（業者所有の送迎車に限る。タクシー不可）に要した費用。ただし、1時間あたり5千円に当該サービスに実際に要した時間として市長が認める時間に乗じて得た金額を上限とする。 E A～Dのほか市長が適当と認めるもの。 介護人から当該介護を受けたときに要した介護料（飲食費除く）及び保険料の合計額に相当する額。ただし、1時間あたり5千円に当該介護に実際に要した時間として市長が認める時間に乗じて得た金額を上限とする。
必要なもの	・介護親族等が裁判員制度によって裁判所に出頭し、又は職務を行った日時を証明する書類 ・障がい者等が受けた障害福祉サービス等に係る経費の領収書（利用時間が分かるもの） ・本人の預金口座の分かるもの（ゆうちょ銀行も店名・店番・預金種目・口座番号が必要）
窓 口	障がい者支援課（給付グループ）



12-20 福祉有償運送 身 知 精

身体障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用できない方に対して、通院、通所、レジャー等を目的に、福祉車両等を使用して有償で行われる移送サービスです。

※ 事業者により、福祉有償運送の単独でのご利用をお断りさせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

事業者名	住所	電話・FAX	対象者
NPO法人 生きがいと助けあい SSU市川	塩焼2-11-14	電話 047-359-9888 FAX 047-359-9887	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 要介護認定者 要支援認定者
社会福祉法人 一路会 地域生活支援センター Can	柏井町3-637-4	電話 047-337-1301 FAX 047-337-1347	知的障がい者
社会福祉法人 市川レンコンの会 レッツ・レンコン	高谷2-15-7	電話 047-307-9101 FAX 047-307-9101	身体障がい者 知的障がい者
NPO法人 ココCOLORねっと	南行徳1-22-3-2F	電話 047-397-3333 FAX 047-374-3810	身体障がい者 要介護認定者 要支援認定者 ※現在新規受付は 行っておりません。
社会福祉法人 いちばん星 ミルキーウェイ	東国分1-11-3	電話 047-710-5960 FAX 047-710-5961	主に知的障がい者
一般社団法人 ロッタリンクス	大野町4-2875-2	電話 047-338-3255 FAX 047-337-3077	知的障がい者 精神障がい者
NPO法人 郷の会 オリーブの家	北国分2-34-10	電話 047-375-6513 FAX 047-375-6513	身体障がい者 知的障がい者

※ 詳細は、各事業所へお問い合わせください。

